

関係各位

バターミルクに係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について

令和6年度の初日から令和6年12月末日までの関税暫定措置法別表第1の6の8の項に掲げる物品（バターミルク）の輸入数量が、同法第7条の3第1項に規定する財務大臣が告示等をする数量を超えることとなったことから、同項の規定に基づき、令和7年2月1日から令和7年3月31日までの間、当該物品について特別緊急関税が発動されることとなりました。

発動後にNACCSで申告する場合の品目コードについては、NACCS掲示板で確認願います。

なお、関税暫定措置法第7条の3第2項第6号（発動日前に本邦に向けて送り出された物品）の規定を適用して申告する場合は、マニュアル申告となりますので注意願います。

【発動内容】

○ 関税暫定措置法別表第1の6の8の項に掲げる物品（バターミルク）

（「関税割当てを受けて輸入するもの」及び「独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの」を除く）

品目	種別	発動前	発動後
0403.90-113	協定税率	29.8%+396円/KG	39.7%+528円/KG
	暫定税率	36%+200円/KG	45.9%+332円/KG
0403.90-118	協定税率	29.8%+396円/KG	39.7%+528円/KG
0403.90-123	協定税率	29.8%+582円/KG	39.7%+776円/KG
	暫定税率	36%+200円/KG	45.9%+394円/KG
0403.90-128	協定税率	29.8%+582円/KG	39.7%+776円/KG
0403.90-133	協定税率	29.8%+1,023円/KG	39.7%+1,364円/KG
	暫定税率	36%+200円/KG	45.9%+541円/KG
0403.90-138	協定税率	29.8%+1,023円/KG	39.7%+1,364円/KG

問合せ先
東京税関業務部通関総括第1部門
電話：03-3599-6337